

# シーズナルキャンペーン特約

## 第1条（本特約の適用）

- 「シーズナルキャンペーン特約」(以下「本特約」という)は、本サービス(第3条)に定義する。本条において以下同じ)の利用にかかる申込みを行い、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「契約者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される。
- 本サービスについては本特約に定めのない事項については、掲載サービス約款(以下「原約款」という)及びぐるなびネット予約利用条件(販促プラン契約者向け)(以下原約款とあわせて「原約款等」という)が適用されるものとする。なお、本特約の定めと原約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本特約の定めが優先して適用される。

## 第2条（契約の成立）

- 契約者は、本特約に同意のうえ、当社所定の申込書等(以下「申込書等」という)を当社に提出することにより、本サービスの利用申込を行う。
- 当社は、契約者より前項で定める方法により本サービスの利用申込があった後に当社所定の審査を行うものとし、当社が申込を承諾した時点で本サービスにかかる契約(以下「本契約」という)が成立する。

## 第3条（本サービス）

- 当社は、本サービスとして、当社が実施する季節キャンペーンのページに契約者が指定した店舗(以下「対象店舗」という)の情報を掲載できるサービス(以下「季節キャンペーン」という)に関し、当社が指定した期間のうち、各季節キャンペーンをまたぎ、継続する、契約者が選択する期間、対象店舗の情報を掲載できるサービスを提供する。
- 本サービスを利用するには契約者が各季節キャンペーンの特約に定める購入条件及び掲載条件を満たしていることを利用の条件とする。
- 本サービスの詳細については営業資料等において定めるとおりとする。

## 第4条（掲載期間）

- 当社は、契約者が申し込みを行った翌月第1営業日(当社の営業日とする)より、指定した期間(期間の計算は暦における1ヶ月とし、以下「掲載期間」という)に限り、契約者の対象店舗にかかる情報を季節キャンペーンに掲載するものとする。但し、年末年始、土日祝祭日等季節キャンペーンと季節キャンペーンの間で季節キャンペーンの実施がない期間は本サービスにおける掲載はなされない。
- 本契約期間中に契約者が各季節キャンペーンの特約及び営業資料に記載された購入条件又は掲載条件を満たさなくなった場合で本サービスの提供がなされなくなったときであっても、当社は利用料金の変更、減額又は返金は行わない。

## 第5条（本サービスの利用料金及び支払い）

- 本サービスの利用料金(以下「利用料金」という)は、申込書等に記載のとおりとする。なお、本契約の中途解約を行う場合又は本契約がなんらかの事由により終了した場合、契約者は掲載された日数にかかわらず掲載された月の利用料金満額(掲載された日数による日割り計算は行わない)を支払う義務を負う。また、掲載期間が1ヶ月に満たない場合であっても、日割り計算は行わず、当社は利用料金の減額又は返金は行わず、契約者は、当社に対し、利用料金を支払う義務を負う。当社は契約者に生じた損害、逸失利益等を補填しないものとする。

- 契約者は、月額の利用料金を、当社が発行する請求書に従い、請求書受領月の末日までに当社に支払うものとする。なお、振込手数料は、契約者の負担とする。
- 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とする。

## 第6条（契約期間）

本契約の期間は、本契約の成立日から有効とし、利用料金の支払いが完了する日までとする。

## 第7条（本サービスの停止および中断）

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、契約者へ事前に通知のうえ、本サービスの内容を変更し、または、本サービスの正常な提供を行うのに必要な期間、本サービスの提供を一時的に停止することができる。ただし、緊急に本サービスの提供を停止する必要性が高いと判断した場合等、事前通知が困難な場合には、契約者への事後の通知をもってこれに替えることができる。

- (1) 本システムの定期保守、点検、もしくは更新を行う場合、またはこれらを緊急に行う必要がある場合
- (2) 通常のウイルス対策では防止のできないウイルスによる被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合
- (3) 突発的な本システムの故障等が発生した場合
- (4) その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合

## 第8条（表示の停止）

- 契約者が各種テーマに合致しない又は契約者の情報がユーザーに誤解を生じさせる表示であることが判明した場合、当社は当社の判断で表示を停止することができるものとする。
- 契約者が本特約及び原約款等に違反した場合は、当社は当社の判断で表示を停止することができるものとする。
- 前2項に該当した場合であっても、当社は利用料金の変更、減額又は返金は行わず、契約者は、当社に利用料金を支払う義務を負う。

以上

制定日 2025年8月5日

改定日 2025年10月8日